平成２４年（フ）第１４１０号
愛知県小牧市大字大草884番地３
債務者　神谷　明美
１　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平田　健人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月22日午前９時45分
５　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２７７号
北海道帯広市西17条南１丁目17番14号　ロイヤル弐番館105
債務者　皆木　　豊
１　決定年月日時　平成25年２月18日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村上　英二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月16日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第６６０号
静岡県島田市東町599番地
債務者　小林　章久
１　決定年月日時　平成25年２月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鳥居　恭子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０３号
岐阜県可児市渕之上251番地11
債務者　狩野奈穂美
１　決定年月日時　平成25年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木下　貴子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月14日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第１０７号
岐阜県加茂郡八百津町八百津3285番地３
債務者　古田　竜五
１　決定年月日時　平成25年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀部　俊治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月21日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第１０８号
名古屋市東区百人町68番地
債務者　古田美保子
１　決定年月日時　平成25年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀部　俊治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月21日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第１１６号
岐阜県加茂郡八百津町八百津3285番地１
債務者　古田　　豊
１　決定年月日時　平成25年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀部　俊治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月21日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第３７号
岐阜市則武2651番地10
債務者　西浦保治郎
１　決定年月日時　平成25年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩田　尚之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月24日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１９３号
山口県下関市伊崎町２丁目７番14―1001号
藤山ハイツ、住民票上の住所山口県下関市大字吉田1063番地20
債務者　小島　利夫
１　決定年月日時　平成25年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　島田　直行
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月24日午前11時20分
５　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第５３号
埼玉県上尾市大字原市3760番地　福和建設内
債務者　佐々木　稔
１　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８５号
埼玉県川口市並木１丁目16番24号　ドミール並木104号、旧住所埼玉県戸田市喜沢１丁目26番地の23　ライオンズプラザ西川口第２―205号室
債務者　岡田　達也
１　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０１号
埼玉県加須市水深1896番地
債務者　高瀬　洋一
１　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５２０号
埼玉県春日部市銚子口530番地７
債務者　畠山　光雄
１　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２８号
埼玉県越谷市千間台西１丁目69番地６
債務者　高杉　　明
１　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
埼玉県深谷市小前田1161番地１
債務者　福島　なみ
１　決定年月日時　平成25年２月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第９２号
福岡県大牟田市大字歴木1063番地
債務者　塚本　　清
１　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第１９０４号
札幌市白石区東札幌２条２丁目２番27号　シャトル東札幌102号
債務者　武田　和宏
１　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７８８号
札幌市清田区清田８条３丁目25番26号　ピュアコートヒルⅡ―205号
債務者　大場　輝男
１　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部